

# 第 855 回 教育委員会会議録

---

日時 令和 4 年 6 月 2 1 日 (火)  
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 1 0 分まで  
場所 御殿場市役所 5 階大会議室

## 出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	勝又 英和
3 番 委員	杉山 ゆかり	4 番 委員	大西 孝明
5 番 委員	渡邊 直子	6 番 委員	長田 光男

## 陪席者

教育部長

教育総務課長

社会教育課長

社会教育課図書館長

学校教育課課長補佐

社会教育課副参事

西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長

学校教育課長

学校給食課長

教育総務課課長補佐

社会教育課課長補佐

## 事務局

教育総務課副参事

教育総務課主事

## 議事

御教議第 30 号

御殿場市文化財審議会専門委員の委嘱について

御教議第 31 号

御殿場市立図書館条例施行規則の全部を改正する規則  
について

御教議第 32 号

御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

御教議第 33 号

御殿場市子ども読書活動推進会議委員及び専門部会委員の  
委嘱又は任命について

御教議第 34 号

令和 4 年度就学援助について

## 開会

---

---

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。  
ただ今から御殿場市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。  
本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。  
それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。  
5 番 渡邊 直子 委員 と、  
6 番 長田 光男 委員 をお願いいたします。  
次に会期であります。本日 1 日間といたします。  
なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 教育長報告

---

---

教育長

園・学校では、1学期も残り1か月余りとなりました。子どもにとっては大きな区切りの時になりますから、4月から今までの自分の歩みについて振り返りを行うなど、まとめを意識する時期になります。コロナの状況はだいぶ落ち着いており、園・学校の努力もあり、様々な活動を行うことができました。どのような成長があったかを、子どもたちがしっかり自覚できることを期待しています。

中学校3年生にとって最後の大会となる中体連ですが、今年も昨年同様に、会場の分散(会場数を増やす)や保護者の入場制限等、感染対策をしっかりと行った中で実施します。6月25日から駿東地区大会が開催され、市内中学校が多くの種目の開催場所となります。梅雨入りとなり、健康管理が難しい時期になりますが、熱中症対策を最優先して安全に活動を進めていきます。

3年ぶりに「御殿場市教育フォーラム」が集合研修形式で行われる予定です。先生方にとって大切な研修の機会となるので、充実した内容となるように委員会として準備をしっかりとしています。

5月19日 市議会全員協議会 校長人事評価面談

教育長

年度初めの校長との面談がすべて終わりました。今年度の学校経営の重点や現時点での課題を共通理解しました。

5月23日 部長連絡会 環境管理システム推進本部会  
教頭・主幹教諭・教務主任研修会

教育長

学校における主幹教諭・教務主任の役割は、大変に大きいものがあります。資質向上を図り学校が円滑に運営されるよう、定期的に研修会を行っています。

5月24日 暴力追放推進協議会理事会 園長会

5月25日 教頭人事評価面談

5月26日 教頭人事評価面談

教育長

---

教頭という立場で、校長とは少し異なる視点から学校を見ることにより、より学校の教育活動が充実しています。新任の教頭もいますが、それぞれの学校は順調に運営されています。

5月27日 市町教育委員会教育長訪問 文化財審議会委員感謝状贈呈

教育長

---

度重なる教職員の不祥事根絶を目的として、現場との意思疎通を図るために、県教委の幹部が市町教育委員会を訪問しました。本市の具体的な対策を伝えるなど協議を行いました。

5月30日 部長連絡会 定例記者会見

5月31日 御殿場特別支援学校教育振興会役員総会 防犯協会理事会

教育長

---

御殿場特別支援学校は設立の経緯もあり、教育振興のために行政・地域から多くの支援を行っています。御殿場特別支援学校の学区は、御殿場市、裾野市、小山町です。

6月1日 富士山に緑を返そう運動 校長会就学支援委員会

教育長

---

御殿場ライオンズクラブ主催の運動ですが、西中学校が長年にわたり関わっています。当日は、2年生全員がバッコウ柳の植樹を行いました。

6月2日 山岳遭難防止対策協議会

6月3日 教頭研修会

6月6日 部長連絡会 庁議 行政改革推進本部会

6月7日 市議会定例会 園長会

6月8日 御殿場市・小山町授業研修会

教育長

---

例年であれば、御殿場市・小山町の先生方が実際に授業を公開する学校へ行き、授業を参観したのち研究協議を行います。本年度は授業の様子を動画にとり、各学校で研究協議会を行いました。

6月10日 文化財審議会委員感謝状贈呈

教育長

---

昨年度を持ち、審議会委員を辞められた委員お二人に感謝状を贈りました。

渡辺 好洋 様

瀬戸 利満 様

6月11日 わたしの主張発表大会

教育長

---

委員の皆様にも参加していただきありがとうございました。3年ぶりの市民会館での開催となりましたが、円滑に運営が行われました。大人数の前での発表でしたが、堂々とした発表ぶりに感心しました。

6月13日 部長連絡会

6月16日 市議会定例会

教育長

---

中島宏明議員より「当市におけるヤングケアラーへの支援の在り方・取り組みについて」の一般質問がありました。

6月17日 市議会定例会

6月19日 御殿場ニューモラル教室400回記念大会

6月20日 部長連絡会

6月21日 定例教育委員会

## 議事

---

---

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

改めましてみなさんこんにちは。先週、東海地方も梅雨入りしたということでございます。今日は教育長からもありましたとおり、夏至で夏を迎えているわけですが、先程から雨が降り始め、しばらくじめじめした季節が続きますので、みなさん体調管理にはご注意くださいと思います。

参議院議員の選挙の公示が明日され、7月10日が投票日となります。入場券も各家庭に届いているような状況です。全国的に投票率が伸び悩んでいるなか、特に若年層の投票率が特に低いということで、全体の投票率を上げるため取り組んでいます。なかなか伸びない現状で50%割れというような投票率になっている状況です。

今回の参議院選挙は、前市長が出馬を表明されていること、久しぶりに7人という多くの方の立候補が予定されているということで、御殿場市民にとっても身近な選挙であり選択肢が広がる選挙になるのかなと思います。できるだけ多くの方に投票所に足を運んでいただければと思います。

本日5件の議案となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

それでは、議事に入ります。

## 御教議第30号 御殿場市文化財審議会専門委員の委嘱について

---

教育長

御教議第30号「御殿場市文化財審議会専門委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第30号「御殿場市文化財審議会専門委員の委嘱について」につきまして、内容を説明いたします。

議案書の2ページ及び御教議第30号資料をご用意いたします。

文化財審議会委員は、文化財に関する調査・研究と審議を行うことを目的に、御殿場市文化財の保護に関する条例に基づき設置しているもので、委員は審議会の調査、研究を補助するため、専門委員を置くことができます。現在専門委員は2名委嘱しておりますが、今回新たに専門委員を1名委嘱するものです。

現在コロナ禍において存続の危機に瀕している民族芸能が数多く見受けられます。また、今後新しい図書館、郷土資料館における郷土資料の展示方法を検討していく必要があります。しかしながら、文化財審議会委員には民俗学に通じた学識経験者が不在のため、今回新たに委嘱し当市の文化財行政に対し指導と助言をいただくものです。

今回委嘱する松田香代子氏は、現在愛知大学、常葉大学、日本大学において民俗学等の非常勤講師として勤務しており、県内各自治体の文化財保護審議会委員等を務めております。

更には、現在調査を実施している当市の富士山巡礼の調査においても県が設置する富士山巡礼路調査委員会の民俗担当委員も務めております。

以上のことから当審議会の専門委員として適任と判断し委嘱するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第30号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がありませんので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

---

ご異議がありませんでしたので、御教議第30号「御殿場市文化財審議会専門委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第31号

### 御殿場市立図書館条例施行規則の全部を改正する規則について

---

教育長

御教議第31号「御殿場市立図書館条例施行規則の全部を改正する規則について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第31号「御殿場市立図書館条例施行規則の全部を改正する規則について」につきまして、説明いたします。

議案書の3ページおよび御教議第31号資料をお開きください。資料の61ページ御殿場市立図書館条例の全部を改正する条例制定の概要をご覧ください。

規則の説明に入る前に本条例の制定に係る背景について説明させていただきます。利用者サービスの質的向上と管理運営費用の縮減を図るため、図書館における指定管理者制度の導入について、令和元年度から令和2年度に措置された新図書館等整備基本構想策定懇話会で調査研究をまいりました。調査研究結果につきましては、以前に教育委員の皆様にご説明をさせていただきました新図書館等整備基本構想報告書に掲載されております。

また、令和3年度は図書館協議会に置いて協議し、更には市議会福祉文教委員会で昨年度から今年度にかけて、複数回にわたって協議していただきました。市では令和5年4月1日から図書館における指定管理者制度を導入するため、指定管理者に施設の管理運営を行わせるために必要な規定を整備することを目的として、御殿場市立図書館条例の全部を改正する条例案を上程し、市議会6月定例会の初日に議決されました。

改正した主な条例について説明いたします。63ページをご覧ください。第3条は名称と位置を定めております。第2項では図書館に分室を置くこととしており、第3項では分室の名称と位置を定めております。この第2項、第3項は現条例にはありませんが、現状は富士岡支所内に富士岡地区図書館を設置してありますので、今回の改正に併せより多くの市民に存在を知っていただき、利用していただきたく条例に明記いたしました。

第4条は指定管理者による管理ということで地方自治法に基づき、教育委員会が指定するものに図書館の管理を行わせることができると規定しております。

第5条は指定管理者が行う業務について記載しております。

第6条は図書館の供用日及び供用時間について定めております。内容は、現状と変わりはありません。

64ページをご覧ください。第7条利用の制限について規定しています。

65ページをご覧ください。第10条は利用料金について定めたものですが、67ページの別表をご覧ください。会議室・和室の利用料金の上限額について

---

定めております。現在会議室・和室は、限られた団体へのみ無料で貸し出して  
おりますが、今回の改正で一般に有料で貸し出すことにより施設の有効活用を  
図るとともに利用料金制を投入し、指定管理者の創意工夫を引き出すこととし  
ました。

65ページにお戻りください。第11条は利用料金の減免を、第12条は利  
用料金の不還付について記載しております。

66ページをご覧ください。第18条は指定管理者の指定を行わない場合や  
指定を取り消された場合において教育委員会で管理を行う旨を記載しており  
ます。

第19条は本条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

次に、図書館条例施行規則について改正した部分を中心に説明させていた  
だきます。1ページをご覧ください。第2条は図書館と利用者の遵守事項につ  
いて定めたものです。

2ページをご覧ください。第8条と第9条については、利用承認等の申請と  
承認書の交付の様式や申請の時期等について定めたものです。

第10条は利用の承認を受けた者がその利用を取り消し、又は変更しようと  
する場合の時期や様式を定めたものです。

第11条は条例第11条の利用料金の減免について市長の定める基準と様式  
等について定めており、第1号から第3号までのそれぞれの利用形態に基づき、  
免除としてあります。第4号の生涯学習に関する公共的団体については、多く  
の生涯学習団体が気軽に利用できるよう50%減免とし、現在基準を作成して  
いるところです。

第12条は条例第12条但し書きに定める利用料金の還付の詳細と様式等につ  
いて規定しています。

4ページをご覧ください。第16条は、条例第18条と同様に教育委員会が  
図書館の管理を行う場合は、この規則中指定管理者に関する規定は、教育委員  
会に適用があるものとする旨の規定を設けるとともに、利用料金を使用料とし  
て取り扱うことを規定しております。

5ページをご覧ください。附則といたしまして、条例と同様に規則は、公布  
の日から施行します。施行の日は6月23日を予定しております。

6ページ以降に関しては、様式第1号から第14号までを記載しております。  
説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

---

ただいま、御教議第31号について内容説明がなされましたが、本案につ  
いて質疑を求めます。

勝又委員

---

6月7日の市議会に上程したとのことですが、これまでの経緯はいかがでし  
ょうか。

社会教育課長

実は3月議会の時に上程しましたが、大事な条例案ということで3月議会では議決をせず、継続審査ということになりました。3月、4月、5月の福祉文教委員会で毎月検討をし、今回6月定例会で議決されました。

勝又委員

議会で承認されたものを、我々で承認しなかったらどうなるのでしょうか。

社会教育課長

条例については、議会の議決が必要になりますが、今回の規則につきましては教育委員会での承認をいただかなければ施行できないため、条例の説明を行わないと規則についてわからないかと思われましたので、条例改正の背景と条例そして改正する規則について説明させていただきました。

長田委員

市民会館、けやきかんと同様の運営を想定すると、外部委託が大事になると思います。外部委託について教育長と図書館長のお考えをお聞きしたいです。

図書館長

議会等でも説明させていただきましたが、民間のノウハウを取り入れることでサービスが向上すると思っています。外部委託をする事で市としてのノウハウが失われる懸念もありますが、仕様書をしっかりと作成し、引き継ぐことで図書館運営のノウハウが残っていくのではないかと思います。

御殿場市は、窓口業務を委託しておりますので指定管理者にすることに関しましては、課題はないと考えております。

教育長

図書館を全国的にみると指定管理を行っている自治体は、20～30程度の割合です。直営の方が、より有効で市民のためにいいのではないかという考えもありますし、先ほど図書館長が話されたように民間の活力を利用して発想を取り入れるどちらの選択肢もある状況です。しかし、なかなか直営で同じ職員が継続的に対応するのは難しいものがありますし、発想も出にくくなりますから継続していく中でノウハウを取り入れたほうがより市民に還元できるのではないかという考えで、今回については指定管理の導入していく方がよいのかなと思います。

長田委員

前回の総合教育会議の時に、最後に図書館について触れさせていただきました。これから新しい図書館を建設するにあたって、図書館単体ではなく郷土資料館も併設される施設になると思います。その時にも指定管理の話が出ていま

---

したが、それぞれのやり方があるのかなと思うので危惧している部分ではあります。図書館というのは小さい子からお年寄りまでが利用する施設ですので、親しまれるような、気楽に立ち寄れて使い勝手が良い施設にしていきたいと思っておりますのでそこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長

---

ワークショップで意見をいただいたり、玉穂小学校で意見を聞いたり色々な意見を聞き、より良い図書館にしようとしていますのでご理解いただければと思ひます。

勝又委員

---

図書館に指定管理制度を導入するというのは自分としては大賛成です。

実は、指定管理者制度ができる前、御殿場市に御殿場振興公社というのがありまして、すべて職員で賄うと給与がかさんでしまうことがありました。費用等を考えると指定管理者制度が安上がりで、民間ならではのきめ細かなサービスができると思ひますので大賛成です。

渡邊委員

---

委託することによってサービスが向上するのは良いことですが、ただサービスというのは色々なとらえ方があり、指定管理者が良いと思うサービスと市民が良いと思うサービスが違うかもしれません。それが自治体にとってより良いサービスになるかは市民の声を聴く目線があるからこそ、より良いサービスになると思ひます。

いろんなボランティアや市民の意見を聞く場が多くあればと思ひますが、現状では会社と市民の話し合いができる場がほとんどない気がするので、市民との接点の場を作っていただければと思ひます。それがあればこそ御殿場市にとって有効な図書館になると思ひますので、今後そんなところも気にしていただければと思ひます。

社会教育課長

---

今後の話ですが、市民アンケートをとっておりますので、今後も続けていきたいと思ひます。

市と指定管理者が協議をする場を年4回定期的に設けるつもりなので、その場で意見を交換したいと思ひています。また、年2、3回行っている図書館協議会に、教育委員会と指定管理者が入り、市民の意見を聞く場を持ちたいと考えております。

図書館ボランティアは、指定管理者に丸投げではなく社会教育課とつながってやっていきたいと思ひます。

様々な団体がありますが、指定管理者と社会教育課とその団体と三者で話を進めていきたいと思ひます。

渡邊委員

ありがとうございます。今まで長い時間をかけて、図書館と市民との関わりを作ってきたと思いますので、このままの図書館の在り方が続けば嬉しいなと思います。

勝又委員

教育委員会として、指定管理者に意見を言うことはできるのですか。

社会教育課長

当然地方自治法やそのほかの法律の中で意見を言うことは可能です。また、今回指定管理者を募集するうえで、仕様書を作るのですが、打ち合わせをする旨を記載していきたいと思います。

教育長

他にご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第31号「御殿場市立図書館条例施行規則の全部を改正する規則について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第32号

### 御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第32号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第32号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の4ページおよび御教議第32号資料をお開きください。

図書館協議会とは、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館が行う奉仕に対して意見を述べる機関となり、委員は10名以内、任期は2年となっております。委員につきましては、学校教育に関するもの、社会教育に関係するもの及び家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の中から教育委員会で委嘱または任命することとなっております。

この度、年度が変わり3人の委員が変わりましたので、委嘱または任命をするため承認をお願いするものです。新任の委員は、3番、4番、6番の委員になります。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第32号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第32号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第33号

### 御殿場市子ども読書活動推進会議委員及び専門部会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第33号「御殿場市子ども読書活動推進会議委員及び専門部会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第33号「御殿場市子ども読書活動推進会議委員及び専門部会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の5ページおよび御教議第33号資料をお開きください。

子ども読書活動推進会議委員は、御殿場市における子供の読書活動を推進するため、子どもの読書活動を推進する法律に基づき、設置するもので委員は公募による者、市民活動団体に属する者、市内小・中学校司書教諭および特別支援教育担当教諭、市内小・中学校のPTAを代表する者、市内幼稚園・保育所・認定こども園の保護者会を代表する者から教育委員会より移植または任命するものとなっています。

この度、年度が変わり5人の委員が変更になったため、委嘱または任命をするため承認をお願いするものです。新任の委員は、8番から10番、12番、13番となります。また、専門部会につきましても、2人委員が変わりましたので、委嘱または任命をするため承認をお願いするものです。新任の委員は、3番、4番です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第33号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑ありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

---

ご異議がありませんでしたので、御教議第33号「御殿場市子ども読書活動推進会議委員及び専門部会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第34号 令和4年度就学援助について

---

教育長

それでは、御教議第34号「令和4年度就学援助について」を議題といたします。本案については非公開といたしますので、関係者以外はご退席の方をお願いします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第34号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育長

ご異議がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第34号「令和4年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

## その他・閉会

---

---

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 6 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 1 0 分 閉会

---

## 会議録署名人

---

---

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

5 番委員

---

6 番委員

---